

岩手県告示第854号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成22年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
医療法人謙和会荻野病院	盛岡市本宮一丁目6番12号	平成25年10月28日